

平成30年度復興庁調達改善計画

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日付け行政改革推進本部決定）に基づき、PDCAサイクルにより、透明性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達改善に取り組み、復興庁所管事業に係る予算の効率的な執行に資することを目的として、復興庁調達改善計画を策定する。

2. 調達の現状分析

（1）平成28年度における調達の契約種別を表1、応札状況を表2、調達類型の内訳を表3に示す。

表1 平成28年度復興庁における調達の契約種別（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	35	13%	11	9%
	企画競争による随意契約	24	9%	9	7%
	公募による随意契約	0	0%	0	0%
	不落・不調による随意契約	0	0%	0	0%
	小計	59	21%	20	17%
競争性のない随意契約		220	79%	101	83%
合計		279	100%	121	100%

（注1）平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（表中説明等）

- ① 「競争入札」契約件数の落札方式別内訳は、最低価格落札方式が17件、総合評価落札方式が18件である。
- ② 「企画競争による随意契約」の契約件数24件である。
- ③ 「競争性のない随意契約」の契約件数220件のうち195件は、福島生活環境整備・帰還再生加速事業の市町村等への委託契約であり、「公共調達の適正化について」（H18.8.25付、財計第2017号、財務大臣通達）1.（2）①イ（ニ）に基づき、地方公共団体との取決めに由り契約の相手方が一に定められているものである。その他の25件（庁舎事務室借上、庁舎維持管理関係業務等）についても同通達等に従って厳格に取り扱ったものである。
- ④ 「公募による随意契約」には、認可料金による契約（タクシー、ハイヤー）は含まない。（以下同じ。）

表2 平成28年度復興庁における調達の実績状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	6	4	29	8	35	11
割合	17%	32%	83%	68%	100%	100%
企画競争による随意契約	1	0	23	9	24	9
割合	4%	4%	96%	96%	100%	100%
公募による随意契約	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(表中説明等)

① 上段の表について、競争入札のうち1者応札となった案件の落札方式別内訳は、最低価格落札方式が3件、総合評価落札方式が3件である。

② 平成28年度の競争入札1者応札案件合計6件のうち平成29年度に継続する事業で一者応札となったものの内訳は、最低価格落札方式が1件、総合評価落札方式が1件である。

表3 平成28年度復興庁における調達類型の内訳

(単位：件、億円)

区分 調達類型	本省		地方支分部局等		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物品購入費(A)	1	0	0	0	1	0
割合(A/F)	1%	0%	0%	0%	0%	0%
庁舎事務室借上(B)	12	1	0	0	12	1
割合(B/F)	14%	6%	0%	0%	4%	1%
庁舎維持関連(C)	3	0	0	0	3	0
割合(C/F)	4%	0%	0%	0%	1%	0%
情報システム(D)	3	0	0	0	3	0
割合(D/F)	4%	1%	0%	0%	1%	0%
その他役務(E)	65	21	195	98	260	119
割合(E/F)	77%	93%	100%	100%	93%	99%
合計(F)	84	23	195	98	279	121
割合(注3)	30%	19%	70%	81%	100%	100%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 契約件数・契約金額の「本省/府省庁全体」及び「地方支分部局/府省庁全体」の割合をそれぞれ記載している。

(表中説明等)

「情報システム」は、システム更新及びプログラム改修業務である。

3. 重点的な取組、共通的な取組、その他の取組

平成29年度の調達改善計画の取組を踏まえ、平成30年度の取組については、別紙1、別紙2に記載。

4. 実施状況の把握

本計画の実施状況については、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に取りまとめる。

5. 自己評価の実施

調達改善状況の自己評価については、本計画の実施状況に基づき、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に実施し、その結果を今後の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

6. 推進体制

調達改善を推進するため、「復興庁調達改善推進チーム」を設置する。

統括責任者	審議官(会計担当)
副統括責任者	参事官(会計担当)
メンバー	企画官(会計担当)
	参事官補佐(会計担当)

7. 外部有識者の関与

調達改善計画の策定、自己評価の実施の際には、外部有識者から意見を求めるものとする。

8. その他

本計画の実施状況等は、ホームページにおいて公表する。

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成予定時期	
○		随意契約の見直し	オープンカウンター方式を活用する調達については、消耗品以外に備品を含める等、対象範囲を拡大する。	オープンカウンターを推進することにより、見積り合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H28	備品及び毎月定期的に購入する消耗品については、全てオープンカウンター方式により調達する。	31年3月まで
○		新たな調達手法を採用した取組	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、企画競争、総合評価落札方式による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を記載する。	ワークライフバランスを推進する企業に対し受注機会の拡大を図るため。	B	H28	全ての企画競争、総合評価の調達において、ワークライフバランス推進企業を評価する項目を記載する。	31年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・前年度に一者応札となった契約については、入札・契約手続審査委員会においてチェックリストの活用等により、調達内容、資格要件等の審査を行い、一者応札とならないよう事前審査を行う。 ・一者応札となった場合には、事後において、仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対しヒアリング等を実施することにより、原因を調査し改善策を検討するとともに、一者応札となった案件から入札等監視委員会に諮るものを抽出し審査を行う。 ・入札等監視委員会で審議された改善策については、結果を同委員会に報告する。		A	H25	・前年度に一者応札となった案件については、改善策を事前審査し、一者応札数の削減に取り組む。特に役務契約については、履行体制を整えるための準備期間の確保ができるよう、公告日及び開札日を早める等の対策を行う。 ・一者応札となった場合には、全ての事案について、原因を調査し改善策を検討する。	31年3月まで
○		地方支分部局等における取組の推進	本庁から福島復興局に対して適正な調達について指導を行うこととし、福島復興局は委託先の市町村等に対して、適正な調達が行われるよう助言を行う。 ※調達業務を行っている地方支分部局等は福島復興局のみ		A	H29	・本庁は、福島復興局に対して競争性のある調達についての指導を行う。 ・福島復興局は、市町村等との委託契約において、全て競争性のある調達を行うよう市町村等に助言を行う。	31年3月まで
○		電力調達、ガス調達の改善	電力・ガスの調達を行っていないため、該当しない。 ※復興庁の場合、本庁等合同庁舎に入居している場合は管理官署が、その他民間施設に入居している場合は当該民間業者が電力・ガスの調達を行っている。					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>競争参加者増大のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 	継続
<p>競争性のない随意契約への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。 	継続
<p>汎用的な物品・役務の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。 	継続
<p>職員のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。今年度で開催される研修に本庁及び地方機関からそれぞれ最低でも2名以上参加させる。 	継続